地方活力向上地域等における固定資産税の不均一課税

〇対象者

地域再生法第５条の認定を受けた地域再生計画に記載された地域内において、地方活力向上地域等業務整備計画に従って、特別償却設備を新設又は増設したもの。

〇必要条件

・令和 10 年３月 31 日までに山口県の特定業務施設整備計画の認定を受けた、本社機能の移転・拡充事業であること。
・特定業務施設の用に供する減価償却資産の取得価格が 3,800 万円（中小企業は 1,900 万円）以上であること。

〇対象資産

・家屋（建物及び附属設備のうち、直接特定業務施設の用に供する部分）
・償却資産（構築物、機械及び装置のうち、直接特定業務施設の用に供するもの）
・土地（対象となる家屋又は構築物の敷地部分）

〇適用期間等

新たに固定資産税を課することとなった年度以降３年間

・法第 17 条の２第１項第１号に掲げる事業
　税率は、初年度 100 分の 0.01、第２年度 100 分の 0.35、第３年度 100 分の 0.7
・法第 17 条の２第１項第２号に掲げる事業
　税率は、初年度 100 分の 0.01、第２年度 100 分の 0.467、第３年度 100 分の 0.933

〇提出書類（一例 対象資産の内容により異なります。）

申請書、地域再生法第 17 条に規定する認定事業者であることを証する書類、条例第２条の特別償却設備等に係る事業所の全体の平面見取図に、取得した家屋、構築物及び土地の位置、取得年月日及びこれを事業の用に供した年月日を明示したもの、事業所の年次別建設計画及び事業実績の概要を明らかにする書類、租税特別措置法第 10 条に規定する償却費の額の計算に関する明細書又は同法第 42 条若しくは第 68 条に規定する償却限度額の計算に関する明細書の写し、事業所の業務の概要を示す書類